自動車販売業者届出書

　自動車販売業者の販売のための自動車の取得（以下「商品車」という。）にかかる自動車税（環境性能割・種別割）について、地方税法第１４６条第２項並びに沖縄県税条例第138条第２項、同条例第146条の２の規定により課税対象外又は軽減としたいので、次のとおり自動車販売を業としていることを届け出ます。

　なお、古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号）附則第２条第１項の規定により主たる営業所及びその他の営業所の届出を警察署に行っていることを併せて届け出ます。

令和　 　　年　 　　月　 　　日

　沖縄県知事　様

　　　　　　　　　　　　 届出者 氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

|  |  |
| --- | --- |
| 許可証番号 |  |
| 交付年月日 | 年　　　月　　　日 |
| （ふりがな） |  |
| 氏名又は名称 |  |
| 届出警察署 | （　　　　　　　　）警察署 |
| 届　出　日 | 年　　　月 |

**主たる営業所**

|  |  |
| --- | --- |
| （ふりがな） |  |
| 名　　称 |  |
| 所 在 地 |  |
| 電話（　　　　　）　　　　－　　　　　　番 |

**沖縄県内に有するその他の営業所**

|  |  |
| --- | --- |
| （ふりがな） |  |
| 名　　称 |  |
| 所 在 地 |  |
| 電話（　　　　　）　　　　－　　　　　　番 |
| （ふりがな） |  |
| 名　　称 |  |
| 所 在 地 |  |
| 電話（　　　　　）　　　　－　　　　　　番 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 連絡先 | 職名・氏名 |  |
| 電話番号 | (　　　)　　　　－ |

１　古物商許可証のコピーを添付してください。

２　沖縄県内にその他の営業所が３以上ある場合は、別紙に記入し添付してください。

３　本届出書を提出された場合においても、商品車として登録される際は、自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）に「古物商許可番号」及び所有形態に「３．商品車」を必ず記載してください。

４　商品車として登録した自動車について、**当該自動車販売業者が運行の用に供した場合**におい　ては、当該運行の用に供することを「自動車の取得」と、当該自動車販売業者を「自動車の取得者」とみなして、**自動車税環境性能割が課せられることになります。**